

# 令和3年度より「重層的支援体制整備事業」がスタートしました！

社会福祉法の改正により、「重層的支援体制整備事業」が令和3年4月に施行されました。この事業は、これまで実施してきた相談支援や地域づくり支援の取組みを活かして、高齢・障がい・子ども・生活困窮といった分野別だけでは十分対応しきれないような複雑化・複合化した課題に対応する取組みを行うものです。

## I 相談支援

- ・その世帯が抱える様々な相談の受け止め
- ・複雑化・複合化した困りごとの解決に向けて多機関で連携した支援

## II 参加支援

- ・地域や社会とのつながりを作るための支援
- ・対象者にあった参加メニューの調整
- ・参加できる機会や場の開拓

## III 地域づくりに向けた支援

- ・地域で交流できる場や居場所の整備
- ・既存の地域活動との連携
- ・気にかけて合う関係やつながりが生まれる環境づくり

### 【現行の仕組み】

高齢分野の  
相談・地域づく  
り

障がい分野の  
相談・地域づく  
り

子ども分野の  
相談・地域づく  
り

生活困窮分野  
の相談・地域づく  
り



### 【重層的支援体制】

属性・世代を問わない相談  
・地域づくりの実施体制

※ この事業では、上記3つの柱を中心に取組みを進めます。高齢・障がい・子ども・生活困窮といった分野を超えて、連携して取組むことで、様々な困りごとの解決につながるよう支援の充実をめざします。



Q. これまでと何が違うの？

A. 寄せられた相談のうち、複合的な困りごとを抱えている場合は、分野を超えて必要な機関が集まって支援策を検討します。  
他にも、下記のような新しい事業をスタートしました。

### 参加支援事業

ひきこもりがちで出かける場のなかった人など、ご本人の興味や関心にあわせて、地域での活動への参加を応援します。

例えば、集いの場への参加、就労体験、ボランティア活動など、ご本人にあった場へ参加できるよう調整や支援を行います。

### アウトリーチを通じた継続的支援事業

福祉的な困りごとを抱えながらも、相談に出かけにくい人、相談することを迷っている人などに対し、町内の福祉関係法人と協力して訪問を行います。ご本人さん、ご家族とお話を重ねながら、必要な情報提供や相談機関のご紹介など、困りごとの解決にむけてお手伝いします。

(協力法人) 社会医療法人仁厚会、医療法人誠医会、社会福祉法人中部福祉会、  
社会福祉法人北栄町社会福祉協議会、社会福祉法人みのり福祉会

暮らしの中の困りごと、お気軽にご相談ください。

# ふくしの相談窓口

## 高齢・介護

高齢者の生活や介護、介護予防に関すること  
介護サービスや生活支援サービスなどの相談に  
応じています。また介護予防や認知症に関する  
ことについてもご相談ください。



北栄町地域包括支援センター  
☎37-5850 (福祉課内)

## 障がい

障がいのある方の生活に関すること  
障がい福祉サービスの紹介、就学・就労・  
生活上の悩み相談など障がい福祉全般につ  
いてご相談ください。



北栄町障がい者地域生活支援センター  
☎37-5851 (福祉課内)

## 子ども

妊娠・出産・子育てに関すること

安心して子どもを産み、子育てできるよう、  
様々な相談に応じています。お子さんや保  
護者の方の健康、子育ての悩み、育児や生  
活のサポートなど、ご相談ください。



北栄町子育て世代包括支援センター(ネウボラ)  
☎37-3224 (教育総務課内)

## 生活困窮

就労・経済的困窮に関すること

働きたくても働けない、住むところがない、  
失業や負債等により経済的に困っているな  
ど、生活の安定や就労促進などの相談に応  
じています。



北栄町福祉課 (自立相談支援機関)  
☎37-5852 (福祉課内)

## どこに相談してよいか分からない相談はこちら

様々な問題が絡み合っている場合や、どこ  
に相談してよいか分からない場合にも、お気  
軽にご相談ください。

分野を超えて様々な関係機関と連携して、  
困りごとの解決に向けてお手伝いします。

### 北栄町福祉課(生活支援室)

北栄町由良宿423-1大栄庁舎内

☎37-5852

E-mail : fukushisoudan@e-hokuei.net



※このほか、北栄町役場の各課でも、暮らしの中での  
福祉的な困りごとをお伺いした場合には、福祉課の担  
当へつなぎ、困りごとの解決に向けてお手伝いします。